

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2|| 特定小電力無線局(二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)並びに構内無線局(二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて周波数ホッピング方式を用いるものに限る。)、移動体検知センサー用の特定小電力無線局(五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。

一 特定小電力無線局(二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)並びに構内無線局(二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて周波数ホッピング方式を用いるものに限る。)、移動体検知センサー用の特定小電力無線局(五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものであつてキャリアセンスを備え付けているものに限る。)、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
一GHz未満	四ナノワット
一GHz以上	二〇ナノワット

二 移動体検知センサー用の特定小電力無線局(五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものであつてキャリアセンスの備え付けを要しないものに限る。)の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
五五・六二GHz以下	任意の一MHz幅で(一)三〇デシベル以下
五五・六二GHzを超え五七GHz以下	任意の一MHz幅で(一)二六デシベル以下
六四GHzを超え六七・五GHz以下	任意の一MHz幅で(一)二六デシベル以下
六七・五GHzを超えるもの	任意の一MHz幅で(一)三〇デシベル以下

[3~32 略]

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

[一〇十一 略]

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 [同上]

2|| 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局並びに二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの、五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する移動体検知センサー用の特定小電力無線局、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
一GHz未満	四ナノワット以下
一GHz以上	二〇ナノワット以下

[3~32 同上]

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 [同上]

[一〇十一 同上]

十二 五七GHzを超え六四GHz以下の周波数の電波を使用するもの（移動体検知センサー用のものに限る。）

「イ 略」

ロ 変調方式は、次のいずれかであること。

(1) 周波数変調であつて連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）により送信するものであること。

(2) パルス振幅変調により送信するものであること。

ハ 送信装置の空中線電力及び等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

(1) 周波数変調であつて連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）により送信する送信装置の空中線電力は、一〇ミリワット以下で、かつ、等価等方輻射電力は十三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

(2) パルス振幅変調により送信する送信装置の空中線電力は、十二デシベル以下で、かつ、等価等方輻射電力は十七デシベル以下であること。

「ニ・ホ 略」

「十三〜十五 略」

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

「イ 略」

ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

「ハ〜フ 略」

二 二、四七一MHz以上二、四九七MHz以下の周波数の電波を使用するもの

「イ 略」

ロ 通信方式は、スペクトル拡散方式を使用する単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

「ハ〜ヌ 略」

三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

「イ 略」

ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

「ハ〜フ 略」

十二 「同上」

「イ 同上」

ロ 変調方式は、周波数変調であり、連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）により送信するものであること。

「新設」

ハ 送信装置の空中線電力は、一〇ミリワット以下で、かつ、等価等方輻射電力は十三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

「新設」

「ニ・ホ 同上」

「十三〜十五 同上」

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十 「同上」

一 「同上」

「イ 同上」

ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、半複信方式又は複信方式であること。

「ハ〜フ 同上」

二 「同上」

「イ 同上」

ロ 通信方式は、スペクトル拡散方式を使用する単向通信方式、単信方式、半複信方式又は複信方式であること。

「ハ〜ヌ 同上」

三 「同上」

「イ 同上」

ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、半複信方式又は複信方式であること。

「ハ〜フ 同上」

<p>四 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数の電波であつて二四・七七GHz又は二四・七 七GHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの 「イ 略」 ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であ ること 「ハ〜ヨ 略」 「五 略」</p>	<p>四 「同上」 「イ 同上」 ロ 通信方式は、単向通信方式、単信方式、半複信方式又は複信方式であること 「ハ〜ヨ 同上」 「五 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に受けた電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は電波法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証により表示が付されたこの省令による改正前の無線設備規則第四十九条の二十に規定する無線局の無線設備については、この省令による改正後の無線設備規則第四十九条の二十に規定する条件に適合するものとして当該表示が付されたものとみなす。